



まなびや



第94号 平成27年10月31日

発行：株式会社 測量舎

〒130-0021

東京都墨田区緑1-24-5 4F

TEL：03（3846）1437

FAX：03（3846）1416

E-mail：tokyo@sokuryousha.jp

URL：http://www.sokuryousha.co.jp

この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

<今月のことば>

明日という日はない。

「今日」という日があるだけ。



<「お陰さま」 by 高橋一雄 >

第142話 氏姓

現在の民法第750条に、「夫婦は、婚姻の際に定めたるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と、定められています。ちなみに、民法等の法律では、「姓」や「名字」のことを「氏」と呼ぶそうです。

今回は、この「氏」や「姓」、「名字」の歴史について、お話したいと思います。

「氏」ですが、古代の日本において、先祖を同じくする同族の家の集団を、区別するために使われたものです。

大和朝廷が成立すると、父系血縁集団としての氏姓制度によって、支配階級の構成単位となります。つまり、天皇（朝廷）から地位（臣おみ・連むらじ・伴造とものみやつこ・国造くにのみやつこ、等）が与えられ、それに応じる「氏姓」を賜ったのです。平安時代になると、「氏」と「姓」は同じものとされます。

「名字」（苗字）は、同じ血族集団「氏」の中の、家族集団を区別するためのもので、自ら居住地や所領の名、家名や一族の名を使いました。これが将来、「氏」「姓」と同じよう使用されるようになり、現在私たちが使用している名字の基礎となるものです。

しかし、江戸時代は、農民や町人には「名字」（苗字）の使用は認められず、明治3年になって、平民の「名字」（苗字）の使用が認められました。ちなみに、夫婦同氏制になるのは、明治31年からです。

平成27年10月

*バックナンバーは弊社ホームページ

「測量舎通信」をご覧ください。

～・～・～10月の出来事 ～・～・～

<個人別売上・入金順位>

売上トップ 佐藤さん

入金トップ 佐藤さん

社長より報奨金が贈られます。



<トップ賞>

月間MVP 佐藤さん

ポイント賞 佐藤さん

社長より報奨金が贈られます。

<早朝勉強会> (自由参加)

6日、13日、20日、27日の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「測量作業手順の解説」でした。

<第20次富士山測り隊> (自由参加)

第20次富士山測量観測は、10月17日(土)～18日(日)に行う予定でしたが、天候不良で中止となりました。



<高橋さんが講師を務めました>

10月4日(日)、相続アドバイザー養成講座短期集中グループ講座で高橋さんが講師を務めました。テーマは「相続と測量」です。

また、10月13日(火)には、浦安商工会議所不動産業部会様主催の相続対策セミナーにて「相続と測量」のテーマで講師をしました。

<編集後記>

先日、仕事でお世話になっている方から、ぎんなんの簡単なむき方を教わりました。これが本当に簡単で、ぎんなんを殻ごと封筒に入れて、レンジでチンするだけ。そうすると、ポップコーンのように中で弾けて音がするので、最初はびっくりしますが、この方法を知ってから、ぎんなんの調理が楽になりました。

Sさん、いい情報をありがとうございます！(小川)



<今月の社員> 吉井さん



今回「今月の社員」担当の吉井です。

10月末に子供の学校のPTA行事「飯ごう炊さん」に参加しました。5・6年生を対象に校庭でかまどを作り、カレーを作りました。保護者はお手伝いで参加です。

飯ごうやお鍋の外側にキレイに「すす」が取れるようにクレンザーを塗ったり、カレーは、ルーではなくカレー粉を使いました。カレーは各グループ子どもたちで、辛さを話しあって決め、カレー粉をブレンドしました。



子どもたちのちょっと危ない包丁さばきを見守りながら、途中間違えることもありましたが、なんとか出来上がりました。差し入れにさつまいもをいただき、さつまいもをアルミホイルで巻き、やきいもにして食べたりもしました。少し、芯が残ってしまいましたが、一口ずつ美味しくいただきました。

出来上がると、校庭にレジャーシートを敷き食べます。グループごとに味が違うので、まず自分のグループのカレーを食べてから違うグループのカレーを食べたり、味比べをしながら、おいしいカレーをいただきました。



薪を使い火を起こし、飯ごうでお米を炊き大きな鍋でカレーを作り、普段の生活ではできない貴重な体験ができたと思います。

～・～・～ 11月の予定 ～・～・～

<11月のお誕生日>

11月のお誕生日はありません。



<社長と面接> (希望者のみ)

5日, 12日, 19日, 26日 (毎週木曜日)
18:15～18:45です。

<現場打合せ> (グループ長以上参加)

2日, 9日, 16日, 24日, 30日 (毎週月曜日)
18:30～です。

<社長と飲み会> (自由参加)

28日(土) 18:30～
12月は29日(火)18:30～の予定です。
12月の飲み会は今年の納会となります。



<早朝勉強会> (自由参加)

10日, 17日, 24日 (毎週火曜日)
午前7:45～です。テーマは「測量作業手順の解説」です。
12月は1日, 8日, 15日, 22日 (毎週火曜日)の午前7:45～です。

<特別社内研修> (全員強制参加)

11月28日(土) 9:30～特別社内研修
13:00～大掃除
16:00～測量舎道場の予定です。
12月の特別社内研修は29日の予定です。

<高橋さん講師の予定>

11月1日(日)、株式会社松堀不動産様主催の6か月連続シリーズ・相続対策セミナーで、高橋さんが講師を務めます。テーマは「相続税対策における測量」です。

11月5日(木)には、株式会社東京アプレイザル様主催の相続コンサルティング講座で高橋さんが講師をします。テーマは「相続コンサルティングに重要! 『測量の知識』 境界確定の正しい意味をご存知ですか」です。会場はAP大阪淀屋橋となります。



この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

<不動産登記Q&A> Vol.185

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）
（測量士・基準点測量1級専門技術者）

Q 土地の表示に関する登記には
どのようなものがあるのですか？（その10）

A 3. 土地の表示の更正の登記

土地の表示の更正登記には、①所在・地番の更正登記 ②地目の更正登記 ③地積の更正登記 ④所有者の表示の更正登記 ⑤所有者自体の更正登記 ⑥持分の更正登記があります。

⑤所有者の更正の登記

所有者の更正の登記とは、表題部に記載された所有者ないし共有者自体が当初から誤りがあって、他人が所有者として登記されている場合に、これを正しい所有者ないし共有者に改めるために行う登記です。

したがって、Aが所有者であるのにBが所有者として登記されていたり、A・Bの共有であるのにAが所有者として登記されていたり、Aの単独所有であるのにA・B共有として登記されている場合には、所有者の更正の登記をすることになります。



このような取り扱いを認めたのは、所有者に関する記載以外の事項、つまり不動産の物理的現況のすべてが正しく表示されているときは、その所有者の記載が実体と相違して無効だからという理由で、その表示の登記を抹消して登記用紙を閉鎖してしまうのは、いかにも不経済だからです。

このように、所有者の更正の登記は、実体上の所有者ないし共有者でない者が、当初からあたかも所有者ないし共有者であるかのように表題部に記載されている場合に、これを訂正する登記をいうのであるから、表題部に記載されている所有者ないし共有者に登記のちに変更があった場合には、所有者の更正の登記ではなく、所有権に関する登記手続きをすることになります。

